

# 一般社団法人全日本囲碁連合 スポーツ仲裁規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）と当法人に登録している者（以下、「登録者」という。）との間に生じた囲碁・ペア碁競技に関する紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

## (日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立)

第2条 登録者が次に定める当法人の決定に不服がある場合、当該不服は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決するものとする。

- (1) 囲碁・ペア碁競技に関する決定（競技中になされる審判の判定を除く。）
- (2) 国際大会へ派遣する選手の選考に関する決定

## (適用除外)

第3条 本規程は、当法人又は社員の役員、顧問等（顧問、名誉顧問、名誉会長その他これらに準ずる者をいう。）又は職員、スタッフ等で登録者に該当しない者には適用しない。

## (改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

1. 本規程は2021年7月1日から施行する。